三朝町住宅取得等支援事業補助金　ご利用の手引き（2019.04.01）

三朝町に定住する目的で住宅を新築等された方を対象に、住宅取得費用の一部を補助します。
町外から三朝町に移住し住宅を新築・購入される方や、既に町内の賃貸アパート等にお住まいの方でこれから町内に住宅を新築・購入される方も補助の対象となります。
詳しい要件、手続き等については下記をご覧ください。

１．補助対象者

住宅の新築・購入等を行い、平成３１年４月１日以降に当該住宅に転居又は入居された方で、申請日において下記要件を満たす者。

（１）　三朝町内に新たに住宅を新築、購入、増改築※する方で、年齢が４５歳未満である者

※増改築は、３親等以内の親族との同居を目的として、３親等以内の親族から住宅を継承した方で、台所、浴室、トイレ、玄関のうちいずれか２つ以上の設備を住宅内に複数設置しようとする場合に限ります。

（２）　本補助金の交付を受けてから５年以上三朝町に定住しようとする者

（３）　過去において本補助金、その他三朝町の移住定住を目的とした住宅取得等に対する補助金の交付を受けていない者

（４）　市区町村税を滞納していない者

２．補助金額

区分	対象者	補助金額（①＋②）	
移住促進	申請日において、次のいずれかに該当する者 ア　申請者及びその世帯員が本町に住所を有していない者 イ　本町に転入して１年を経過していない者 ※申請日前１年以内に本町から転出したことがある者を除きます。	①補助対象経費（新築等に要する経費（当該新築等に伴う土地の購入に要する経費を含む。））に５／１００を乗じて得た額 **（上限１００万円）**	②補助対象者と現に同居する子ども（申請日において中学校修了前の子ども）の人数に２０万円を乗じて得た額。
定住促進	申請日において、次のいずれかに該当する者 ア　申請者又はその世帯員のいずれかが本町に住所を有している者 イ　申請日前１年以内に本町に住所を有していた者	①補助対象経費（新築等に要する経費（当該新築等に伴う土地の購入に要する経費を含む。））に５／１００を乗じて得た額 **（上限５０万円）**	

※「申請日」について

本補助金の「申請日」とは、新築等した建物の登記が完了した日から起算して 30 日以内に行う補助申請日のことを指します。

３．申請から補助金交付までの流れ

①認定申請

【申請者】

住宅の新築等に係る契約の締結後、下記書類を提出してください

□三朝町住宅取得等支援補助金対象者認定申請書（様式第１号）
□補助対象事業に要する経費の内訳が記載された契約書の写し
□住宅の位置図、平面図、立面図及び増改築にあっては改修内容の分かる図面等

②認定通知

【三朝町】

申請内容を審査し、補助金対象者の認定と補助予定額を通知します

□三朝町住宅取得等支援補助金対象者認定（不認定）通知書（様式第２号）

③交付申請

【申請者】

新築等した建物の登記（新築等に伴う土地の購入がある場合は、当該土地の登記を含む。）が完了した日から起算して30日以内に下記書類を提出してください

□三朝町住宅取得等支援補助金交付申請書（様式第３号）
□三朝町住宅取得等支援補助金対象者認定通知書の写し
□補助対象事業に係る領収書の写し
□取得住宅等に係る土地及び建物の登記簿謄本
□増改築又は改修工事にあっては、増改築又は改修内容の分かる図面
□補助事業の成果が確認できる写真
□住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第６条に規定する住民票（世帯全員が記載されているもの）又は同法第17条に規定する戸籍の附票の写し
□現在住所地の市区町村税の滞納のないことを証明する書類（本町の住民である場合は、町税の滞納の調査に係る同意書（様式第４号））

④交付決定

【三朝町】

申請内容を審査し、補助金交付の決定と補助金額を通知します

□三朝町住宅取得等支援補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第５号）

⑤補助金請求

【申請者】

補助金請求書を提出してください（様式はお渡しします）

⑥補助金交付

【三朝町】

請求書の受領から約３週間程度で指定口座に補助金を入金します

４．問合せ先

＜三朝町観光交流課＞
TEL：0858-43-3514　MAIL:kankou@town.misasa.tottori.jp